

## 船舶事故調査報告書

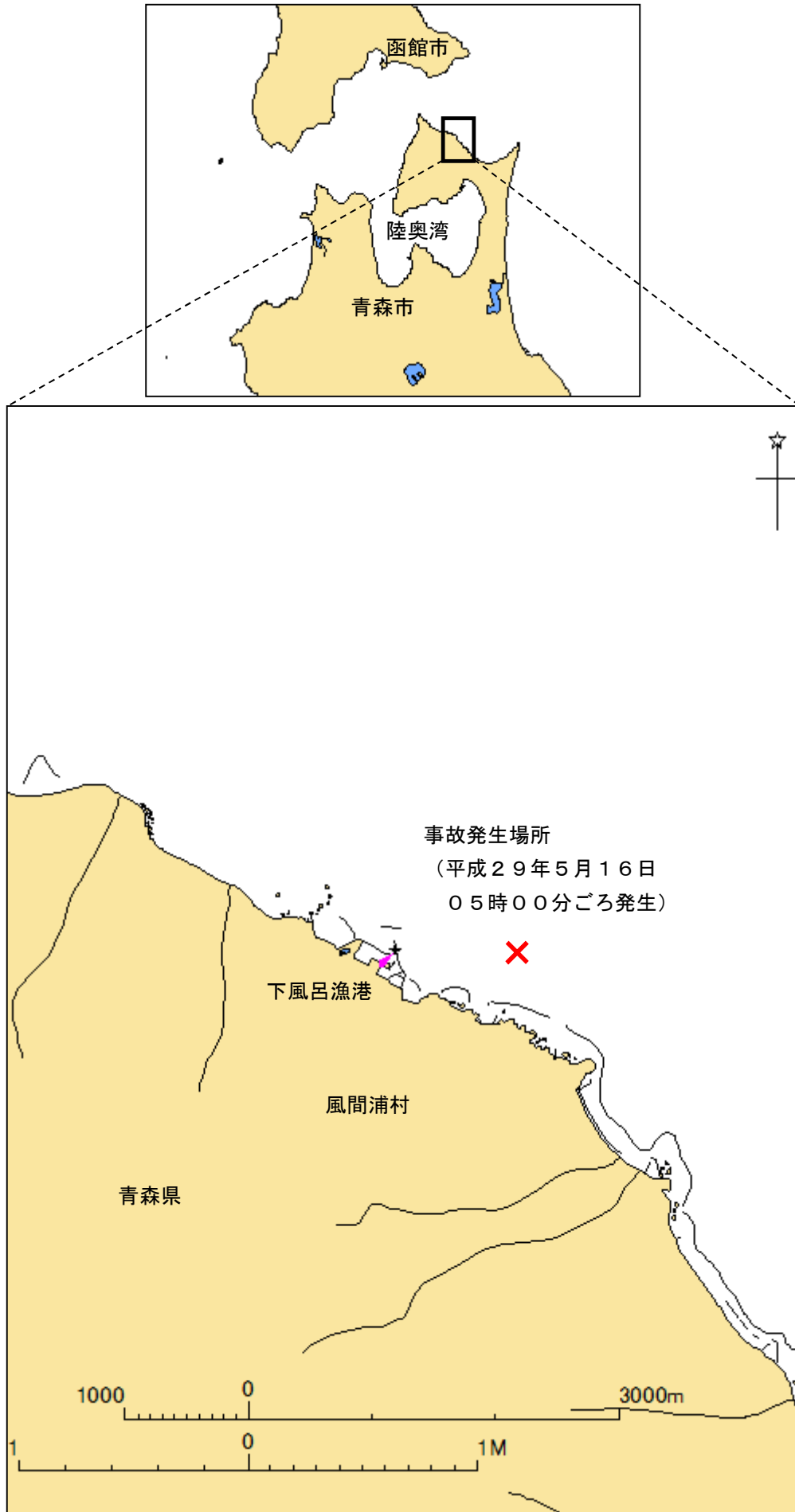
平成29年11月29日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年5月16日 05時00分ごろ
発生場所	青森県風間浦村下風呂漁港東方沖 下風呂港北防波堤灯台から真方位090° 1,000m付近 （概位 北緯41°28.3′ 東経141°06.3′）
事故の概要	漁船第八白龍丸 <sup>はくりゅう</sup> は、操業中、甲板員が右手をローラに巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	平成29年5月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八白龍丸、4.6トン AM3-50032、個人所有 11.70m×2.90m×1.15m、FRP ディーゼル機関、330kW、平成9年5月16日
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年2月5日 免許証交付日 平成24年12月25日 （平成30年2月4日まで有効） 甲板員 男性 86歳 操縦免許 なし
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1 海象：うねり 波高約2m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、下風呂漁港東方沖の漁場において、たこ籠漁の操業を開始した。 本船は、甲板員が、前部甲板の右舷側ブルワーク上に設置された巻揚げ機を使用し、船長が、甲板員の船尾方でたこ籠からたこを取り出し、左舷側の甲板上にたこ籠を積み重ねるなどの整理を行い、揚げ籠を行っていた。

	<p>甲板員は、巻揚げ機で幹縄及び瀬縄を巻き取ってたこ籠を揚げ、3個目のたこ籠を揚収しようとしていた際、海中に入っているたこ籠が海底に下がっていくのを防ごうと右手で幹縄を持って巻揚げ機のローラ（以下「本件ローラ」という。）に更に巻きを増やそうとしたところ、平成29年5月16日05時00分ごろ、幹縄を持っていた右手が本件ローラに巻き込まれて負傷した。</p> <p>船長は、甲板員に背を向けてたこ籠の整理をしていた際、痛いという叫び声を聞いて振り返ってすぐに巻揚げ機の船首方に向かい、荷台に掛けられた巻揚げ機のスイッチを切って本件ローラを停止させたところ、しゃがみ込んだ甲板員が右手に怪我を負っているのを認めた。</p> <p>船長は、家族に連絡して救急車の要請を依頼するとともに、本船を操船して下風呂漁港に戻り、甲板員を救急車に引き継いだ。</p> <p>甲板員は、病院に搬送され、右手首骨折等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のたこ籠漁は、直径約15mm、長さ約300mのロープを幹縄とし、幹縄の両端には、直径約12mm、長さ約30mの瀬縄をつなぎ、瀬縄の海底側には二爪錨を取り付け、幹縄には約10m間隔で直径約10mm、長さ約3mの枝縄を約25本接続し、各枝縄の先端にたこ籠を取り付けていた。</p> <p>本船は、本事故当時、波高約2mのうねりにより船体が上下動した際、本件ローラに2巻された幹縄に緩みが生じることがあった。</p> <p>甲板員は、本事故後、右手がどのようにして本件ローラに巻き込まれたのか記憶がなかった。</p> <p>甲板員は、右手の負傷状況から、船長が巻揚げ機のスイッチを切る前に巻き込まれた右手を引き抜いたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、甲板員の右手が本件ローラから外れたのは、巻揚げ機のスイッチを切った後、本件ローラに巻かれた幹縄がたこ籠の重みで海側に引っ張られたからではないかと本事故後に思った。</p> <p>甲板員は、カップの上下、ゴム長靴、ゴム手袋及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>甲板員は、持病はなく、健康状態は良好であった。</p> <p>甲板員は、約60年間の漁師経験があった。</p> <p>（付図2 たこ籠漁概略図 参照）</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>不明</p> <p>本船は、下風呂漁港東方沖でたこ籠漁の揚げ籠作業中、甲板員が、本件ローラに更に巻きを増やそうとした際、幹縄を持っていた右手が</p>

	<p>本件ローラに巻き込まれたことから、右手を負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、右手を幹縄と本件ローラとの間に挟まれた可能性があると考えられるが、甲板員に本事故当時の記憶がないことから、右手を本件ローラに巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、下風呂漁港東方沖でたこ籠漁の揚げ籠作業中、甲板員が、本件ローラに更に巻きを増やそうとした際、幹縄を持っていた右手が本件ローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巻揚げ機を使用する際は、手元の状況を確認するなどローラに身体の一部を巻き込まれないように注意して作業を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 たこ籠漁概略図

